

第 1 回 伊賀市行政事務事業評価審査委員会 議事概要

開催日時	2022(令和4)年10月31日(月)午後1時から午後4時15分
開催場所	伊賀市役所本庁舎5階501会議室
傍聴者数	0名
出席委員	小林 慶太郎【1号委員】 船見 くみ子【2号委員】 松村 元樹【2号委員】 藤本 久司【2号委員】 高橋 健作【3号委員】 安本 美栄子【4号委員】 尾登 誠【4号委員】 西口 真由【4号委員】
欠席委員	井上 順子【2号委員】 久保 千晴【4号委員】
事務局	デジタル自治推進局 局長 宮崎寿、次長 藪中英行、副参事 岡井良行、行政改革推進係長 大山隆徳、主任 大澤億人
議事日程	1 開会 2 委嘱状の交付 3 あいさつ 4 委員及び事務局紹介 5 伊賀市行政事務事業評価審査委員会条例について 6 委員長及び副委員長の選任について 7 諮問 8 議事 (1)伊賀市母子寡婦福祉会補助金 (2)公衆浴場確保対策事業費補助金 (3)献血推進事業補助金
配布資料	【当日配布資料】 ・伊賀市行政事務事業評価審査委員会委員名簿 ・資料1 行政事務事業評価審査委員会条例 ・資料2 補助金関係例規一覧表及び各例規 ・資料3 令和4年度専門家チームヒアリングを踏まえた事務事業見直しの取組についての報告書 ・資料4 スケジュール(予定) ・資料5 行政総合マネジメントシステム ・資料6 補助金等の適正化に関する指針 【事前配布資料】 ・参考資料1 令和4年度事務事業レビュー実施要領 ・参考資料2 各シートの見方 ・審査資料 事業番号1～3ヒアリングシート レビュー結果整理シート①②
議事概要	1 開会 2 委嘱状の交付 各委員へ委嘱状を交付

3 あいさつ

岡本市長による挨拶

4 委員及び事務局紹介

各委員及び事務局職員による自己紹介

5 伊賀市行政事務事業評価審査委員会条例について

事務局による条例の説明

6 委員長及び副委員長の選任について

伊賀市行政事務事業評価審査委員会条例第5条の規定に基づき以下のとおり委員長・副委員長を選出

委員長：小林 慶太郎

副委員長：安本 美栄子

7 諮問

岡本市長が小林委員長に対し諮問書を交付

8 議事

(1)伊賀市母子寡婦福祉会補助金

【委員】

会員数80名とあるが、これは補助金の恩恵を受ける方々との認識でよいか。

- **【事務局】** ご認識のとおりである。会員の高齢化が進んでおり、シングルマザーやシングルファザーなどの子育て世帯は少ないと担当課から聞いている。団体の事業報告では、例えば多気町ヴィゾンへの社会見学として大人22名、子ども3名の参加が挙げられている。決算書では、収入として会費を徴収しているものの、伊賀市からの補助金が大半を占めている。

【委員】

団体の事務局は、市で担っているのか。

- **【事務局】** 市では事務局を担っていない。

【委員】

団体が設立された経緯として、母子寡婦世帯の課題解決が目的とされていたが、時間の経過とともに活動自体が形骸化し、目的を見失っているものとするが如何か。

- **【事務局】** 補助金交付要綱に交付目的として「母子家庭等の福祉の向上を図る」と記載されているが、子どもたちが自立しているような会員ばかりが残っていること、社会見学等の活動内容が変わっているとすれば、目的に繋がっているのか疑問である。

【委員】

母子父子家庭は伊賀地域で 600 名いる。新しい形の補助を探っていたきたいし、その場合 50 万円の補助金では足りないのではないか。

【委員】

団体の活動内容に対して、どれだけ行政が踏み込めるかの課題はあるが、補助金の交付団体であるからには、団体によるニーズ調査や、活動成果の地域への還流のための期間として 3 年間は必要とするなら取り組まれない。もう少しスピーディーに取り組む方法を見出すことも妥当と思う。

【委員】

7 年ほど前に当時のこども未来課と生活支援課が児童扶養手当の 700 世帯（230 世帯ほどが回答）を対象に、生活面の困りごと、悩みごとなどを調査した詳細なものがあるため、その結果を踏まえて方向性や、他団体への補助金交付を含めて検討されたい。

【副委員長】

廃止との方向性には同意するが、3 年間は長いと思う。総合計画では「子育て」と「就労」を支援することであるため、ひとり親達が抱えている課題を早急に収集され、その課題を解決するために、こども未来課が中心となり全庁的に横串を刺せるような枠組みで検討していただきたい。これは 1 年もあればできることと思う。また、この団体においても説明責任を果たすべきと考える。

【委員】

補助金を廃止することで、団体の活動自体を潰すようなことになるのは避けなければならない。あくまで自立した活動の状態で、補助金は廃止するような方向性にすべきである。

【委員長】

事業報告を拝見すると三重県、中部地区なりの研修に伊賀市の代表として参加されているとすれば、この団体が活動できないことで、市として派遣できなくなることは好ましくないため、研修で得たものを市民に還元することを条件に、研修参加に要する経費を補助することは継続しても良いと考える。

【委員】

3 年間は長いと思う。1 年経ったときに判断するための指標があり、指標を達成したのなら継続を判断するようなものであっても良いと考える。

➤ **【委員長】** 団体に対する補助は 1 年で止めるべきであるが、研修

などで得た成果を市民に還元するのであれば、その経費に限り補助は継続するものとし、そのための指標という考え方はあると思う。

【まとめ】

- ひとり親家庭、ヤングケアラーなど重要な政策課題があるため、早急に調査していただき、その対策を全庁横断的に検討すべきである。
- 伊賀市母子寡婦福祉会への団体補助は1年を猶予期間として廃止すべきである。
- 研究大会や研修などで得た成果を市民に還元するのであれば、その経費に限り補助を継続することは必要と考える。

(2)公衆浴場確保対策事業費補助金

【委員】

伊賀市上野浴場組合はどれだけ加入しているのか。

- **【事務局】** 決算書では2件となっている。

【委員】

旧市街地の2件と思うが、その認識でよいか。

- **【事務局】** 令和3年度時点では2件だったが、令和3年度末に1団体が退会と記載されている。

【委員】

審査資料中の対応方針で、「公衆浴場の確保により、内風呂のない世帯や高齢等の理由で内風呂を利用することが困難な地域住民の公衆衛生の向上を図る」とあるが、内風呂の利用が困難であるのに、公衆衛生浴場を利用する意味が分からない。

- **【副委員長】** 自宅に風呂はあるが、高齢等の理由により、風呂を掃除したり、湯沸かしすることができないからではないか。

【委員長】

デイサービスを利用するなどして、高齢者の入浴を確保することはできないのか。

- **【副委員長】** 要介護認定や障がいをお持ちの方であればデイサービスを利用されるが、公衆浴場を利用されるのは、比較的元気な方が多いと思う。

【委員】

令和4年度の組合員は1団体のみであるが、組合として成立するものなのか。

- **【事務局】** 担当課として、県の公衆浴場組合に確認しており、そ

の方向で進んでいるとのこと。

【委員】

審査資料中の対応方針で「令和5年度には補助対象を明確にした内規を新たに制定」とあるが、内規とは具体的にどのようなものかを示すのか。

- **【事務局】** 専門家からは事業費の積み上げ型の補助金とするような指摘があるため、担当課は内規と捉えているが、要綱で整備すべきものなので徹底させていきたい。

【委員】

専門家チームが補助金額33万円の理由を質問したことに対して、年々減額はしていると担当課は回答している。定額補助のはずであるが、回答の意図が分からないので説明を願いたい。

- **【事務局】** 補助金管理シートでも平成26年度から33万円であるため、それ以前は事務局としても分からないが、平成26年度以前は、33万円以上の金額を交付していた可能性はある。

【委員】

補助金の支出する目的が大切と考える。公衆浴場の維持存続のニーズがあるならば、その目的にされたほうがよい。その場合に公衆浴場の周知を図ることが大事である。また、市街地に関わらず、旧町村の内風呂が無い住民の方々に使っていただけるような議論を行うべきである。

【委員長】

上野浴場組合に加入しているところだけに補助金を交付することは公平性の観点から疑問が残る。衛生状態の改善のために浴場が必要であれば、市内の温泉施設に対しても同じように交付すべきと考える。

【委員】

公衆浴場の定義があって、風呂に入れられない方、高齢の方を支援するというのであれば、対“ひと”になると思うし、公衆浴場、温泉に関わらず入浴できる環境を整えるのであれば“環境”となる。この区分けが必要であると考えます。

- **【事務局】** 補助金交付要綱では、交付目的に「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第2条に規定する公衆浴場」とあるので、温泉施設とは違うと考える。

【委員】

市民としては銭湯なのか、温泉なのかの話と思うが、そもそも法律が違う。内風呂がない方が利用するのは、公衆浴場であると考えます。

組合の支出を見ると、衛生項目が目立っており、県組合費への支出もあるため、一般の温泉施設とは類似せずに、公衆浴場として考えて行くべき。

【副委員長】

担当課は算定根拠がないと言っているが、かつては旧上野管内に11件の銭湯があり45万円を補助していた。それが9件、6件になった時点で33万円に減額した記憶がある。消毒のための薬品に係る経費などが積算根拠と伺ったことも記憶している。風呂難民を出さないようにするためにも行政として対策を考えないといけない。高齢福祉の観点でも、庁内に横串を刺して考えて行くべきである。公衆浴場の文化は継続していただきたいとの思いがある。

【委員】

副委員長の意見に同感である。担当課の認識が弱いということは明らかになった。福祉分野などを見据えて、成果指標の範囲も広げて、より効果が出せるように補助事業の内容を見直してはどうか。

【事務局】

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律では、国及び地方公共団体の任務が規定されており、公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない。また、助成等への配慮も規定されている。担当課がこの規定を認識できていなかった。

(まとめ)

- 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の趣旨を踏まえるなら補助することは妥当であるが、浴場の数が減っているのに補助金が据え置かれていること、算定根拠や成果が全く把握できていないことは、見直すべきである。
- 福祉部部門や民生委員とも連携して、市民とっても効果が高まるような工夫をすること。
- 内規ではなく要綱を整備すること。

(3)献血推進事業補助金

【委員】

献血は大事なことだと思おうが、令和3年度で900名弱の献血がある。これは需要と供給の関係から適正な数なのか。

- **【事務局】** 専門家チームのヒアリングにおいては、市としては献血率も高く問題も生じていない旨を担当課が回答している。

【委員】

粗品は、113,000円で1人当たり125円ほどであるが、単価〇円の粗品を〇人に渡したから合計〇〇円掛かったといった形で、掛かった費用に対して、後から精算することはできないのか。

➤ **【事務局】**事務局を健康推進課が担っていることから、事務局としての健康推進課から市へ請求することは難しいのではないかと考えている。

【委員】

伊賀市献血推進協議会は、40団体の代表の当て職で構成されており、将来的には、市が直接取り組み、市が主体となりそれぞれに協力を求めていくべきと考える。

諮問時の視点に記載されている「6万円という少額補助であれば、CSRの一環として、協定を結んでいる民間事業者との連携事業への見直しも考えられるのではないかとあるが、実際にはCSRの一環で協定を締結している事業者はあるのか。

➤ **【事務局】**市と生命保険会社が包括連携協定を締結し、寄附を受けたり、健康づくりに取り組んでいるケースがある。これらの活動にも協力いただけないかと考え挙げさせていただいた。

【委員】

推進協議会の形式としているのは、市が直接お願いする形をとるよりも有効だと考えたからではないか。市が交付している6万円は、他市事例と比較すると少ない印象がある。推進協議会には、民間団体に呼び掛けて、取り組みの効果や、規模を大きくする意味も含まれているのではないかと。

【委員】

団体の構成メンバーには、規模の大きい企業も含まれていると考えられるので、これらを巻き込んでいくことでうまく展開するような気がするので検討されたい。

また、市が一定の費用負担をしている方が、他団体の協力を得やすいと考える。

【副委員長】

医師会では、経年の需要供給データは持っていないのか。行政が事務局を担っているのであれば、データ収集のうえ推移を確認していただきたい。

➤ **【事務局】**献血実績は、日本赤十字が把握されているようであるが、需要は把握していないのではないかと。

【委員長】

全てをCSRにしてしまうのではなく、行政側の補助を継続した上

で、団体と連携することが望ましいと考える。

(まとめ)

- 献血実績の成果が見えづらいため、経年の成果を示すこと。
- 成果を検証したうえで、積み上げ式の事業費補助にするべき。